

第四十六回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第十一号

昭和三十九年三月六日(金曜日)

午前十時二十三分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君
理事 鍛冶 良作君 理事 小島 徹三君
理事 三田村 武夫君 理事 坂本 泰良君
理事 細迫 兼光君

大竹 太郎君 河本 敏夫君
四宮 久吉君 千葉 三郎君
中垣 國男君 淡谷 悠藏君
井伊 誠一君 久保田 鶴松君
山田 長司君 山本 幸一君
竹谷 源太郎君 志賀 義雄君

出席政府委員

警視廳 日原 正雄君
警察局長 大津 英男君
保安局長 天竺 良吉君
法務政務次官 竹内 壽平君
検事(刑事局長) 櫻井 芳一君
委員外の出席者 専門員

三月六日

委員島上善五郎君及び横山利秋君辭任につき、その補欠として山田長司君及び淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員淡谷悠藏君及び山田長司君辭任につき、その補欠として横山利秋君及び島上善五郎君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第三号 法務委員会議録第十一号 昭和三十九年三月六日

本日の会議に付した案件

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二八号)

法務行政及び検察行政に関する件
人権擁護に関する件

○濱野委員長 これより会議を開きます。

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案及び刑法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。

○大竹委員 それでは、逃亡犯罪人引渡法につきまして、前回に引き続き御質問をいたしたいと思います。

まず、お尋ねをいたしたいのであります。一条第二項に「請求国」とありますが、請求国の意味は、いわゆる日本国に対して請求をしたすべての国をさすこととあります。それとも外交関係のないような国まではこの法律では予想してないものでありますか。

○竹内(警)政府委員 この条文の中にはあります。請求国はもろろん外国でございまして、またこの外国という意味になります。二項のほうにございまして、外国というときには、日本の施政権の及ばない地域、その地域に対して施政権を持つておる国すべてを外国ということになるのでございまして、けれども、昨日も御説明申し上げましたように、請求をする場合には、引渡条約の結んであります国は外交関係のある国であることはもろろんでございまして、そういう条約のないその他の国につきましては、外交ルートを通じて請求の手続を進めることとなります。したがって、外交関係の樹立されていない外国、つまり未承認国、そういうものにつきましては、外交ルートを通じてということが、その点で通ずる方法がないということになると思っております。それからまた、ただいまのような世界の実情から見ますと、当該国とは外交関係はございませんが、第三国を通じて話し合いをするということもあり得るわけで、そういう場合には日本政府が、つまり引き渡し請求を受けた国が、その国の判断で許否をきめる、相当するかどうかということもきめる決定権を持つておるわけにございまして、そういう権限を行使して、引き渡すかどうかをきめることになると思っております。したがって、外交関係の樹立されていない外国からの請求に対しては、そういう面で制約がある。実際問題としては、この手続に寄せて引き渡しに応ずるといふことは起こってこないのじゃないか、予想することは困難であるというふうに考えております。

○大竹委員 それでは伺いますが、いまの外交関係がなくとも、外交関係がある第三国が仲に入ってやるといふようなこともあって、外交関係のない国との間には、絶対にこういふことが起こらないというわけではないという御趣旨でございませうか。

○竹内(警)政府委員 条文のたてまえといたしまして、外国と書いてあります。その外国の中には未承認国も入るわけにございまして、運用の面におきまして、外交関係、外交ルートを通過してやるという手続の面でまず制約があります。と、かりにその手続が先ほど申したように第三国を通じてやるといふ手続もあるわけにございまして、そういう場合には、最後のきめ手になるのは、請求を受けました日本国の判断でございまして、その判断の段階で、おそらくは未承認国との関係においては、引き渡しというものは拒否されるというふうな結果になるのじゃないか。これは運用の実際でございませうけれども、法律的には一応そういうことになっておるのでございまして。

○大竹委員 重ねてお聞きしますが、判断の資料としてはいろいろここに条件があるのであります。同じことを向こうが保証をしないとか、あるいはそのほかいろいろ条件がございまして、これに書いてある条件が備わっているといふことです。何も外交関係の有無について私は差別する必要はないように思っておりますが、その点はどうですか。

○竹内(警)政府委員 その手続に定められてあります条件が全部満たされたとい

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

○大竹委員 それでは外国の定義についていま一つお伺いしたいのですが、たとえば沖繩というふうな、これも特殊の例かもしれませんが、沖繩なんかはどうなるのでありますか。いま

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

たしましても、なおその日本におります日本人並びに外国人、日本の法権下にあります人を外国に引き渡すということは、非常に高度な政治的判斷を要する問題だと思っております。そういう政治的考慮のもとにおいてなお決定すべき余地を残しておるわけにございまして。したがって、一応条件に当たらないものとして、法務大臣がこれをこの手続に乗せることを、手続の面を東京高等検察庁の検事長に命ずるわけにございまして。検事長が東京高等裁判所に対して審判をせらう。そして裁判所におきましてはその条件を満たすものとして決定を受ける。そういう場合でございまして、なおさらにもう一回法務大臣が、引き渡すことが相当であるかどうかということをお留保しております。これは行政権といたしましては、最高の政治的考慮を加えるという余地を残しておるのでございまして、したがって、条件を全部満たしておりませんが、いま申しましたような未承認国とか、その他外交上日本に重大な利害があるといふことで、引き渡さざるべきと相当であるといふ政治的判斷が行なわれます場合にございまして、そういう場合でございまして、引き渡さざるべきとあり得る、こういうふうな考え

ちょっと、新聞にこの間出たのを見たのでありますが、はっきりしない点もありますので、これを御説明いたしたいと思ひます。

○竹内(壽)政府委員 沖繩につきましては、日本において潜在主権を持つておるといわれておるのでございますけれども、現実におきましては施政権を持つていないのでございまして、沖繩の地域にはアメリカの施政権と申しませうか、統治権と申しませうか、行政権と申しませうか、そういうものが全面的に、排他的に現在行なわれておるのでございまして。したがって、この引渡法という立場から申しますと、沖繩地域は外国というふうに見ざるを得ないわけでございます。したがって、沖繩と日本との関係におきましては、外国という扱いになるわけでございます。

○大竹委員 それでは、次の点でございますが、この二十三条によりまして、条約のない国からの請求に対しては、仮拘禁を行なわないということになっておるのでありますが、この条約がある国とない国について、この仮拘禁をやる、やらないということとを区別した理由をひとつ御説明願いたいと思ひます。

履行しますために、もしそれから以後において身柄がわからなくなってしまうというふうなことを避けましたために、仮拘禁というふうなことで、身柄の確保につとめるわけでございますが、これは手続としてきわめて明確でございますので、そういう仮拘禁というところで身柄の確保をはかっておるのでございまして、この条約のない場合、つまり相互主義に基づく保証と申しましては、条約に相当するようない手続が、身柄があるということがわかつてから後に両国政府の間において行なわれるわけでございます。この手続が相当時間を要することは当然でございますし、その仮拘禁というふうな形で、実はまだ海のものとも山のものともわからないものにつきまして、仮拘禁の手続を踏ませるといふことは、非常に人権上重大でございますので、相互主義に基づく保証を取りつけて、事柄が条約の場合とほとんど同じ程度に明確になってまいりました場合は、仮拘禁ではなくて、そういう場合には拘禁許可状の手続によりまして、仮拘禁という制度はいまの相互主義の場合にはかけないほうが相当である、かように考えまして、条約の場合とその他の取り扱いを異にして考えたのでございます。

○大竹委員 この引き渡しの義務を請求されたときのいろいろの手続については、逃亡犯罪人引渡法による審査等の手続に関する規則、このいたいた資料によってやるんだと思ひますが、この規則も、この法律改正と同時に改正されると思ひますが、これはどういふことになっていきますか。

○竹内(壽)政府委員 実体につきましては改正はないかと思ひますが、この定義等を変えまことに伴ひまして、一部字句の整理、修正を行なうということとを最高裁のほうでなさるはずであります。

○大竹委員 この手続に関して一つだけお聞きしたいのでありますが、これは先ほどちょっと見たのでありますが、わからない点があるのをお聞きしたいのですが、拘禁とか引き渡し等には相当費用もかかると思ひるのでありますが、こういうものの負担はどうなるのでありますか。

○竹内(壽)政府委員 原則といたしまして請求国のほうの経費負担になる、かように考えております。

○大竹委員 いま一つ関連してお聞きしたいのでありますが、刑事補償法との関連におきまして、この新旧対照表によりまして、この場合の抑留、拘禁も刑事補償法にいうわゆる補償の対象になるというふうになっておるのでありますが、これはアメリカとの間だけでありませうか。仮拘禁はどうなるのでありますか。

○竹内(壽)政府委員 もちろん仮拘禁の場合も含むわけでございます。この刑事補償の関係は、引き渡すほうではなくて引き取る場合のことであります。アメリカとの関係において、もし日本が請求しまして、アメリカが仮拘禁をいたしたとしますと、それで引き取って日本の裁判で実質的に無罪の裁判になりますと、そのアメリカにおける仮拘禁の拘留期間ですね、これも新法によりまして四百円以上千円の範囲内で補償される、こういうことでありませうか。

○大竹委員 だけれども、この法律の新旧の対照表の中には、この仮拘禁という字句はございせんから、この拘禁の中に当然含まれるものと解釈してよろしいということですね。

○竹内(壽)政府委員 仰せのとおりでございます。

○大竹委員 それじゃ、この条文について一、二お聞きしたいのでありますが、第二条の第一号の「引渡犯罪が政治犯罪であるとき」は引き渡してはならないということですが、この「政治犯罪」ということばでありますけれども、これはもちろん、私がわからないのかどうかあれであります、これの二つのはっきりした国際的な定義というものはどういふふうにお考えでしょうか。

○竹内(壽)政府委員 この二条の一号に「引渡犯罪が政治犯罪であるとき」という書きでございますが、この政治犯罪人は、これを引き渡さないという国際的な原則があると今日一般通説では考えられておまして、引渡法には、どこの国の引渡法にもこういう規定が置いてございます。そこで、いわゆる政治犯罪とは何であるかということでございますが、これを抽象的に申しますと、ある国の政治的な秩序を侵害する犯罪であるというふうになるのでございませうけれども、政治的秩序を侵害するとして申しても、その中身は各国内によって違ふのでございまして、学問上もいろいろ議論の存するところでございます。ただ、はっきりいたしておきますことは、そういうものの最終的な決定権と言いますか、解釈権と言いますか、そういうものは請求を受けた国がするということだけははっきりしておるのでございます。そこで請求を受けた国がどういふ基準でその判断をするかということになりますと、いま申しましたように各国においてかなり考え方に相違がございまして、学問上この議論をいたしておるのを見ますと、大体政治犯罪というのは、純粋な政治犯罪と相対的な政治犯罪とがあるといわれております。純粋な政治犯罪と申しますのは、きのうも小島先生の御質問でちょっとお答えを申したのでございますが、反逆罪、つまり反逆の企圖あるいは革命またはクーデターの陰謀といったような、もっぱら政治的秩序を直接侵害する行為、こういうものにつきましては、各国の条約の上におきましても、いまの引き渡しの慣行の上におきましても、これは引き渡しをしないということに一致しております。これは定説と申してもよからうかと考えます。後の相対的犯罪につきましては、政治的秩序の侵害に連しまして、普通の刑法犯のようなものを犯しておる場合がそれだといわれておるのでございます。こういう場合にはおおむね引き渡しをしないのが例となつておるといふのがおおむねの論でございますが、そういうふうな思われるのでございます。立法例によって見ますと、相対的犯罪の中のあるものについては引き渡しを行なうことができるといふふうに、ベルギー、スウェーデン等の国内法では規定しております。この相対的犯罪の中におきましては、その後のいろいろな学会等、ある程度これを緩和して、一般的には引き渡さないのが例でありますけれども、例外を設けてある程度は引き渡していくというふうな、緩和の傾向にあ

ておるのでございます。そこで請求を受けた国がどういふ基準でその判断をするかということになりますと、いま申しましたように各国においてかなり考え方に相違がございまして、学問上この議論をいたしておるのを見ますと、大体政治犯罪というのは、純粋な政治犯罪と相対的な政治犯罪とがあるといわれております。純粋な政治犯罪と申しますのは、きのうも小島先生の御質問でちょっとお答えを申したのでございますが、反逆罪、つまり反逆の企圖あるいは革命またはクーデターの陰謀といったような、もっぱら政治的秩序を直接侵害する行為、こういうものにつきましては、各国の条約の上におきましても、いまの引き渡しの慣行の上におきましても、これは引き渡しをしないということに一致しております。これは定説と申してもよからうかと考えます。後の相対的犯罪につきましては、政治的秩序の侵害に連しまして、普通の刑法犯のようなものを犯しておる場合がそれだといわれておるのでございます。こういう場合にはおおむね引き渡しをしないのが例となつておるといふのがおおむねの論でございますが、そういうふうな思われるのでございます。立法例によって見ますと、相対的犯罪の中のあるものについては引き渡しを行なうことができるといふふうに、ベルギー、スウェーデン等の国内法では規定しております。この相対的犯罪の中におきましては、その後のいろいろな学会等、ある程度これを緩和して、一般的には引き渡さないのが例でありますけれども、例外を設けてある程度は引き渡していくというふうな、緩和の傾向にあ

るやに学者は論議しておるのでござい
ます。こういう点につきまして実はま
だはつきりした解釈を私ども持ってお
りませんが、決定権は被請求国、もし
日本の場合でございましたら、日本が
引き渡しを請求された場合には、日本
がそれをきめることとございまして、
で、こういう点につきまして確固たる
解釈、態度をきめておく必要があると
いうふうに考えます。

○大竹委員 それでは、やはり二条の
六号であります、「引渡犯罪につい
て請求国の有罪の裁判がある場合を除
き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る
行為を行なったことを疑うに足りる相
当な理由がないとき」という項であり
ますが、こういうような書き方をし
てあります、結局、これは裁判があ
る場合のほかはほとんど引き渡さない
でいいというふうに読めるのですが、
これはどういう意味なんですか。

○竹内(壽)政府委員 それは、そうい
う意味ではございませんで、引渡犯罪
は、確定判決で刑の執行のために引き
渡しを求められる場合もありませんし、
それから現に捜査中あるいは公判係属
中の場合、こういったいろいろな段階
の、要するに刑事手続が現に向こうの
国で行なわれておるということござい
まして、確定判決で刑の執行を求め
るために引き渡しを求められておる
という場合には、確定判決というはつき
りしたものがございまして、これは
問題はないのでございまして、公判係
属中であるという場合、それも一審の
判決がすでにあつたということになり
ますと、もはや犯人は一応黒と推定
され得る状況になっておると思いま
す、まだ一審の判決もない公判係属中

でありますと、その被告人はむしろ逆
に白と推定されておる状況にあらうか
と思ひます。それから捜査中というこ
とになりますと、なおさら海のものど
も山のものともわからぬ、こういう
状況下でございまして、諸般の資料
を見まして、わが方で、つまり引き
渡しを求められた国のほうで見まし
ても、引渡犯罪に關連しまして、そう
いふ犯罪が行なわれたと疑うに足りる相
当な理由があるということを見られ得
る状況であることを要する、こういう
意味でございまして。

○大竹委員 次に、第三条でございま
す。第三条二号のあのほうの、「請
求国から日本国が行なう同種の請求に
応ずべき旨の保証がなされないとき。」
というのであります、この保証の形
式でございまして。これは特にきまつ
ている形式はないようなのであります
が、どういうふうにお考えですか。

○竹内(壽)政府委員 この点につきま
しては、条約のあります場合はもちろ
ん条約にきめてございまして。条約の
ございせん場合には、形式といつたし
まして特段きまつたものはないのでござ
いまして、通常書面によつて、この書
面は外交文書でございまして、口上書
といひますか、そういう形の書面で行
なわれるのでございまして、請求を受
けた国の法令等て要請されておる場合
には、関係資料をつけることが、同時
に求められると思うのでございまして。
そうして、いまの相互主義に基づく保
証の点でございまして、この請求する
口上書の外交文書の中に、同時に保証
の点が述べられるというのが通常の
形式であらうかと思ひるのでございま
して、現にスイスと日本との間で口上書

の交換をいたしました際にもそういう
形式を踏んでおります。

○大竹委員 次に第四条の三号、法務
大臣の措置であります、「引渡しの
請求が引渡条約に基づかないで行な
れたものである場合において、逃亡犯
罪人を引き渡すことが相当でないと思
はれるとき。」この「相当でない」と認
めるとき、「この「相当でない」と認め
るとき。」というのは、先ほどいわゆ
る政治的配慮という意味のことを言
わされたのであります、そういうこと
をさしているのではありませんか、どう
ですか。

○竹内(壽)政府委員 この場合は、
そういう主として政治的考慮の点はこ
の部分ではございませんで、ここで
考えますことは、請求国と日本との友
好關係を維持していく、あるいはそれ
を促進していく、あるいはこういう条
約がないにしても刑事手続の面で國際
協力を円滑にしていこうといったよう
な観点、それから日本の便益、犯罪人の
人權の保護、こういったような見地か
ら法務大臣が具体的に検討すると思
うのでございまして、法務大臣は、その
場合に裁判所における審査の手続を経
るまでもなく、なるほどこれは事件が
軽微であつて、かりに引き渡しに当
たるとしても、この程度のものは引き渡
さぬのが相当だ、國際協力という点を
十分考慮に入れても、なおかつ引き渡
さぬのが相当だと判断をされる場合も
あると思ひます、いろいろな具体的
な事件によつて中身は違つてくると思
うのでございまして、若千の例
を申し上げますと、たとえば請求国
が、先ほど申しましたようにわが國に
とつては未承認國であるとか、國交未
回復の國であるかどうかといったよう

なこと、それから請求國が逃亡犯罪人
の國籍國または当該犯罪の犯罪地國か
どうかということや、その犯罪が日本
で裁判権を行使し得るものである場合
に、これを行使しないことが相当であ
るかどうか、たとえば外國で犯しても
日本の刑法で処罰し得る場合があるの
でございまして、そういったような裁
判権を行使し得るものである場合に、
これを日本で行使するよりもやはり外
國に引き渡したほうがいいかどうかと
いうようなこと、それから先ほど申し
たように、犯罪の性質はどういうこと
であるか、政治犯罪というふうな範疇
に入るものであるかどうか、いかにも
刑法犯のように言つておるが、実態は
政治犯、政治犯と言へば引き渡さない
から刑事犯のように言つてきているの
じゃないだろうかといったような考慮
とか、そういったようなもの、それか
らまた外國の法律と日本の法律との間
で法的な評価において多少差異がある
場合もありませんので、そういったよう
なこと、それからまた、こまかく申し
ますならば遡及効、これはまあ刑法の
大原則でございまして、ある國では遡
及効を認めるような立法をして、さか
のぼつて罰するといふようなことで刑
事手続を進めている場合もありません
かというふうなことはないかどう
かというふうな点をいかに検討
いたしまして、相当でないといふとき
には裁判手続に待つまでもなく拒否す
る、こういうことに相なるかと思ひま
す。

○大竹委員 次に、お伺ひしたい
のであります。最近麻薬に関する犯罪
というものは、ほかの犯罪と違つて非
常に國際的な色彩が強い犯罪でありま
すし、これについてはどの國も同様
非常に弱つて対策に困つておるのだと
思ひますが、こういうものについては
特殊な何か國際協力の方法であります
とか、そういうものはないのでござい
ますか、考へておるのでございま
すか、どうでございまして。

○竹内(壽)政府委員 仰せのように、
麻薬犯罪はいわゆる國際犯罪と觀念さ
れておるのでございまして、この種
の犯人につきましては、國際協力とい
ふ点から申しまして、犯罪の性質が
國際的なものである点から見まして
も、引渡犯罪としましては最もそれに
適する犯罪の一つであらうかと思ひ
てあります。したがつて、これは
一九六一年に麻薬に関する単一條約と
いふのが結ばれておるのでございま
すけれども、これはまだわが國は批准
しておらないのでございまして、批准
をしたいといふ考へのもとにおるので
ございまして、これを現実に批准いた
します場合には、若干麻薬取締法につ
いての改正を要する点があるやに聞
ております。この單一條約に加盟を
いたしまして、この條約のもとで國際
的に協力することにいたしますと、この條
約によりまして、犯罪人引渡條約にお
ける引渡犯罪とされなければなりません
し、それからまた條約の存在してい
ない場合には相互主義によつて犯罪人
の引き渡しをする場合にも、麻薬犯人
というものは、すべてのものではござ
いませんで、一定の麻薬犯罪の犯人は引
き渡しの対象になる犯罪、こういうこ
とに相なつておるのでございまして。
ただし、先ほど申しましたように、こ
の條約は、まだ加盟し、批准している國
が非常に少なく、定数に達しませ

ること、それから請求國が逃亡犯罪人
の國籍國または当該犯罪の犯罪地國か
どうかということや、その犯罪が日本
で裁判権を行使し得るものである場合
に、これを行使しないことが相当であ
るかどうか、たとえば外國で犯しても
日本の刑法で処罰し得る場合があるの
でございまして、そういったような裁
判権を行使し得るものである場合に、
これを日本で行使するよりもやはり外
國に引き渡したほうがいいかどうかと
いうようなこと、それから先ほど申し
たように、犯罪の性質はどういうこと
であるか、政治犯罪というふうな範疇
に入るものであるかどうか、いかにも
刑法犯のように言つておるが、実態は
政治犯、政治犯と言へば引き渡さない
から刑事犯のように言つてきているの
じゃないだろうかといったような考慮
とか、そういったようなもの、それか
らまた外國の法律と日本の法律との間
で法的な評価において多少差異がある
場合もありませんので、そういったよう
なこと、それからまた、こまかく申し
ますならば遡及効、これはまあ刑法の
大原則でございまして、ある國では遡
及効を認めるような立法をして、さか
のぼつて罰するといふようなことで刑
事手続を進めている場合もありません
かというふうなことはないかどう
かというふうな点をいかに検討
いたしまして、相当でないといふとき
には裁判手続に待つまでもなく拒否す
る、こういうことに相なるかと思ひま
す。

で、まだ効力を発生しておらない条約でございます。将来この条約が発効いたしましたすと、この条約からも当然引渡犯罪になっているのでございます。

○大竹委員 いま一つお聞きしたいのでありますが、この法律と、出入国管理令という法律があると思うのでありますが、それとの関係は一体どうなっているのでしょうか。

○竹内(壽)政府委員 これは運用の面におきまして、あるところでは双方が同じ問題を解決するのに役立つという面がありましても、法律といたしましては全く性質を異にしているのでございまして、まず、引渡法のほうは、規定の目的からいたしまして出入国管理令とは異なっているものでございまして、この引渡法は、外国で犯罪を犯した者に対する処罰の実現をはかる刑事手続面における国際協力というのが目的でございます。これに反しまして管理令のほうは、出入国するすべての人の出入国の公正な管理ということを目的としております。この目的においてすでに異なっております。

それからまた規制をいたします対象でございまして、これも違っている。引渡法のほうは犯罪人を対象とするものでございまして、入管令のほうは出入国する者、犯罪者だけでなく、そうでない一般の人をも対象としているのでございます。したがって、ある極端な場合を申しますと、外国において犯罪を犯した者でありましても、必ずしも強制退去の対象にはならないような結果にもなるわけでございます。それからなお、手続におきましても、非常に違っているのでございまして、引渡法におきましては、外国政府の請求

を待って初めて手続が開始されるのでございまして、管理令におきましては、そういうような請求を待つことなから、わが国独自の立場で手続が進められる、こういう点で違っているのでございまして、両者は法律の性質、目的すべて違っているものでございまして、この両者が運用する犯罪人という観点で国から出すというふうな点になってまいりますと、ある面がよく似たような運用になる場合があることはございまして、大竹委員 きようはこの程度で質疑を終りたいと思っております。

○濱野委員長 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 法務行政、検察行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。坂本委員長。

○坂本委員 本日は、先般来からお聞きしていただきました近江網糸の横領事件の問題について、政治献金についてなかなかこの捜査が進まないで、去る二月二十九日に社会党では調査団をつくりまして大阪に出かけたわけであります。そうして大阪府検察庁並びに大阪府警の本部をたずねまして、いろいろとその捜査の進展等についてお聞きしたわけであります。まず第一に、大阪府検察庁におきましては、検事正室におきまして井嶋検事正、それから次席検事、下部特別捜査部長の三名の方の一緒なところでその捜査の進展についてお伺いしたわけであります。

が、その要点は、下部特別捜部長からの説明によりますと、一億二千万余の横領の問題について、六千二百万については被告本人である丹波秀伯氏は一応の弁解はしておるが、五千八百万については、いまだ言われが聞いておりました以外のことが言われたわけであります。それは労働関係に二千万、三千八百万は言論関係と政治献金にわたっており。労働関係のほうは、本人の自供があるいはその他の証拠によりまして、昭和三十三年から昭和三十四年までの間に、詳しく申しますと、全職本部幹部の有力推薦母体である某紡績会社の労働組合幹部、これらの方々に渡しておる。言論関係と政治献金のほうは、この三千八百万については被告本人がその内容について自供しない。さらに、それに裏づけになるような証拠もないからその捜査に非常に困難を来たしておる。しかしながら、もう少し捜査をすれば結論を出す段階になっておる、こういう説明であったわけでありまして。

そこでお聞きしたいのは、第一にこの六千二百万の横領の金額については一応弁解はしている、こういうのでありますけれども、はたして告発によるところの横領金といわれるのか、正当な支出をしてその容疑がないか、あるいは容疑があるか、それがどうもはっきりしない。したがって、もう少し結論を出す段階になっておる、こういうことであれば、この点についてはどんなことになっておるか、それがわからない。さらに言論関係と政治献金が本人が自供しないのであるから、あるいはその裏づけとなるようなものがないから捜査に困難を来たしておる。捜査に困難を来たして、もう少し捜査をすれば結論を出す段階になっておる、こういうことであれば、これがどういふことになっておるか、やはり労働関係のほうについては明らかになければならぬか、迷惑だらうと思われたい。さらにまた言論関係におきましても、政治献金におきましても、先般答弁がありましたように、あるのかないのか、なければならぬように、あればあるように、やはりこれをはっきりいたしませんと、相当の金額でありましても、ぜひひとつ、いかに捜査は困難であろうと、これを進行してやるべきである、こういうふうな考えのわけでありまして。その点についての御見解を承っておきたいと思っております。

○竹内(壽)政府委員 私どもも、この事件の捜査が相当難航しておるよう承知してございまして、万難を排してできるだけ真相を明らかにするようにならうことを希望し、かつ、現地のほうにも国会の御要望等も伝えまして促進方をかけておる現状でございまして、鋭意捜査をした上で、ある程度御説明ができるような段階になるかと思っております。現状は坂本先生も御承知のとおり捜査中でございます。この段階でいろいろと論評的なことを私の立場から申し上げることは適当でないと思っておりますのでございまして、御了承願います。

○坂本委員 もちろん捜査中でありまして、われわれも説明を聞きまして、ある程度の質問はいたしましたけれども、どうもはっきりしない。しかしながら、やはりここまで公になった

し、相当の金額ですから、捜査も困難であるというところはわかりましたけれども、これをさきりしないことには、とかく昨年の選挙でも相当の金が使われておるといわれております。それがこういう民間会社の横領の問題から政治献金をした、あるいは言論関係に——言論関係ということは今度初めて聞いたわけでありまして、双方に三千八百万というものが流れておる。この点をぜひひとつ明確にしなければ、ただこのまま起訴とか不起訴とかという問題ではないか、いや、いや、いや、ふうに思われたい。さらにその六千二百万について一応の弁解はしておるけれども、はたして横領になるか、あるいは会社のために支出したものであって横領にはなっていないかどうか、これを明確にしなければならぬ、あまり長くなるからいろいろの派生的な問題も出てくると思うのです。これはあとで大阪府警の問題について他の同僚委員からも質問があると思うのですけれども、すでに結論を出す段階にきておるのだから、これはぜひひとつ督促をしてもらつて、何でも捜査が広範にわたるから東京都に出張すれば相当の捜査費用を要する、こういうふうな点でもひっかかっておれば、これは何とか打開して、捜査を進めなければならぬ。捜査にはいろいろ強制捜査もあるし任意捜査もある。いままで任意捜査をやっておられるようでありまして、そういう点について急速にやってもらいたい。これをやはり大阪地検のほうにやってもらいたいと思っておりますが、いかがでございませうか。

○竹内(壽)政府委員 かなり広範囲の

捜査ということになると思いますが、これに対する捜査旅費とか片費とか、そういったような予算上の点につきましては、私のほうで何ら支障のないように手当てをいたしまして、十分納得のいく捜査をやってもらいたいということを実は私も大阪の検事に申し上げておるわけでありまして、大阪の検事もその点によく承知しておりますから、十分徹底した捜査をされると思えます。いま、近く決定になるとかなんとかいうような話は全然聞いておりませんので、私は、もっと徹底した捜査がなお相当期間置いてもやるようにということじゃないかと思っておったわけでございます。

○坂本委員 いわゆる六千二百万のほうもそうですが、五千八百万については二千五百万を会社に弁償した。さらに三千八百万を弁償したから、もうこれは地検も捜査は投げたおる、あるいはもう問題にならない、こういうようなことを被告側人側から言っておる、こういうようなことも聞くわけでありまして、さらにまた二千五百万の金額についても、これは野村証券関係にあるいは証券法違反にはならないかというふうな疑いもあるわけでありまして、さらにまた慰労金の総会において、武装警官三十数名を使つて、この前質問しましたように、一気にこれを五分間くらいで議決をしてしまった。そしてその慰労金という名目でこの金を穴埋めする、こういうようなことも言われておりますし、また、それについては丹波秀伯氏は警察に深い関係があるから、そのほうで公の警察を使つてそういう方法をやっておる。さらにその後は松葉会の暴力団狩り——もち

ろんわれわれは暴力団狩りは徹底的にやつてもらわなければならぬですけれども、そのことによつてこの不正な一方の者の利益のために警察官を利用するといふ結論にでもなれば、これは重大な問題である。こういうふうな思ふわけですが、この点については警察庁のほうからの所見も承つておきたいと思ひます。

○竹内(壽)政府委員 警察庁の意見がどういふことになつておるか私はわかりませんが、私の承知しております限りでは、なるほど業務上横領の点についての告訴は古いのでございますけれども、昨年十一月に追告訴が出ておりますし、さらに十二月には、たゞいま御指摘のかなり計画的な総会荒らし的なことがあつたわけでございます、これらの事件が総合的に何らかの関連を持つておるかどうか、こういう点もおよそ検事といたしましては、捜査の過程において告訴の範囲に限定して捜査をするという性質のものではございませんで、捜査の過程において発見されました犯罪で親告罪でないものは当然やるべきものではないかと思ひます。立つて捜査をしておると思ひますので、業務上横領の事件が離航したから、それで事件全体がだめになつてしまふという性質のものでも私はないと思ふのでございまして、そういう点に大阪地検としては広い視野から総合的に見て、犯罪のあるところ犯罪を摘発する、こういう徹底した捜査をしたいという考えでやつておるものと私は信じております。したがういまして、たくさん御提示をされておる御疑念の点もありませんし、私はできるだけ真相に触れた徹底した捜査を期待しておるので

あります。御承知のように捜査にはいろいろな制約がありますので、こういう困難な制約を乗り越えてやるわけでございます。どうかひとつ大阪地検をこの上とも激励をしていただきたいと思ひます。

○日原政府委員 今回の株主総会における事件は、私どものほうとしては純粋に松葉会員等による暴力事件ということで捜査をいたしておるのであります。

○坂本委員 松葉会といへば有名ですから、暴力団の点についてやられるのは、これはわれわれも賛成なんです。しかしながら、そういう不純な総会において、どういふ内容で総会荒らしだといふ具体的問題がかかつておるか、その点についてはわれわれいろいろなこと聞いております。しかし、警察のほうでどういふふうにかつちされておるか、その点はまだ知らないわけでありまして。しかしながら、前回は私が質問いたしましたように、もしもそういうふうな状況を前もってキャッチされたならば、それにならぬ前に、何も株主総会は延ばしてもいいし、未然にそれを防止するのが私は警察の職務ではないかと思ふ。それを朝の十時にその総会の議長が不信任を受けて、そうして中止になつて、正午になつて再開をする、そのときは武装警官がその廊下に入り、さらに議長席のうしろにいて、待っていましたとばかりやるだろう、しかし、やつたことは、大きい声をして、何かいすを振り上げるか何かしたというふうな聞いておるわけでありまして。それくらいのことでは、これはいかに暴力団の事件

だからといって、徹底的にやらなければならぬといふことはわかりますけれども、そのことだけで数回警察から東京に逮捕に出てくる、その逮捕に出てきた警察官の行動についてもいろいろのことを聞いております。被告側人の丹波氏と会つた、その会つた際にどうかというふうなことも聞いておりますが、その事件で二カ月以上もまだ保釈にもなつていないし、十数名の検挙者を出してあり、またそれを釈放しない。もちろん暴力団といふのは、今度の法律も出るでしょうが、兇器を持つとかあるいはお札まいりとか、そういうような点を防止するために法案を出そうとしており、暴力団狩りのムードが出ておるのではないかと思ふ。われわれはこの点については、何もこの暴力法の法律を改正しなくても、現行刑法でどんどんやれるという見解を持つていて、そうしてやることはできると思ふのです。しかしながら、そのやることが、暴力団といふような名前前に立つて、そうして一方のそういう総会の決議を結局的に援助した。この事件については、五千八百万という、検察庁で言われるような金がどうなつておるか、その穴埋めにするのではないかと

いわれるような事件についてやられることが、暴力団狩りといふ名前である一方に警察が利用される、こういうことになつたら、これは暴力団以上の暴力になるのじゃないか、こういうふうにも考えられるわけですか。それで、何でしたらその内容について警察のほうでおわかりならば御説明願ひたいと思ひます。

○日原政府委員 私ども報告を受けております状況を申し上げたいと思ひま

すが、その前に、なるほどお話しのとおり事前に警告もできたかもしれませんが、何分にも相手の所在もはっきりしないことでもあり、あるいはまた総会において暴力事件を起こすといふことは、当然やつてはならないことでもありますので、一応警戒のために出動したというふうなこともあつたかと思ひます。当日のこの総会の会場は国際ホテルの七階の会議室でござい

ますが、午前の七時過ぎごろから暴力団と思われる者三、四十名がすでに詰めかけているという情報がございまして、九時半ごろから東署の捜査員十五名が警戒のために現場に出動して、総会場から約三十メートルくらい離れた別室で待機したのであります。このころすでに会場では松葉会員と認められる東京弁の三、四十名の者が議長席前付近の席を占めて、喧嘩にわた

り、不穏な空気に包まれていたといふことでもございまして。十時に総会が開催されると同時に、前の席の付近にありました阪の総会屋数名が松葉会員等とともに議長、役員席前に大挙押しかけて、議長不信任、流会にしろといふふうに怒号いたしました。議事の進行が不能に陥りまして、午前十時十五分ごろ、やむなく一たん休憩いたしました。役員等は役員控え室に引き揚げまして対策を協議いたしましたわけでございます。その後、役員控え室には、在阪の総会屋あるいは松葉会の幹部らしい者が押しかけて部屋に入りまして、口々にきよりの総会を流せ、明春やり直せばいいことになるといふかもしれないといふふうなことをしたために、約三十分後に役員控え室を四階に移したそ

うでございませう。しばらくして、この会社の総務部長から東署の刑事課長に對しまして、役員會議の結果として、總會は正常に執行したいと思ふ、もし不法行為にわたつた場合には、警察は阻止してほしい、こう重ねて警戒方の要請があつたわけでございます。この状況から見まして、険悪なる情勢から、本署からさらに十名増員を受けまして待機させておつたわけでございます。午前十一時五十分、總會が再開されました、一号議案の審議に入りまして、特に議長席前が喧嘩になりましたので、私服員を会場外の廊下、会場の控え室に警戒のために待機させたわけでございます。会場内では、議長席に押しかけて怒号する者が次第に数を増しまして、ついに議長、役員席をひっくり返し、いすを投げる等の暴力事犯が発生しました。会場内の吉田総務部長から東署の刑事課長に制止方要請の合図がございまして、検挙に着手して、その場で暴力実行行為者の三名を現行犯逮捕いたしましたわけでございます。このときはちょうど零時五分だったわけであります。その後の議場の状況でございますが、議長は、この暴力事犯が発生いたしましたために休憩を宣して退場いたしましたわけでありませう。その後、机、いすなどを整理いたしました。午後零時二十五分ごろ再び執行されたわけでございますが、このとき、先ほど連絡いたしました警察官十名の増援がまいりましたので、会場の隣の控え室に待機させた。零時三十五分、場内が喧嘩をきわめました。会場のとびらが内側からかきがかけて、内部の様子はいかゞえなかつたのであります。零時四十分、再び場内が騒然となりまして、このとき会場のとびらも開かれて内部をうかがつたのでございますが、議長席にいすを投げつけた者がございまして、私服員が場内に入りまされたけれども、被疑者は混乱にまぎれてしまつた。こういうような状況の中で零時四十五分ごろ總會が終了した、こういうような経過の一応報告がまいつておるのであります。

○坂本委員 われわれが大体聞いておるのとあまり差はないようでありませうが、そこで私が申しますのは、これは弁護士の方もここにたくさんおられませうけれども、家屋の明け渡しとか家屋の取りこわし、こういうような強制執行する場合に、やはり債務者がなかなか立ちのかない、また大ぜい大挙して反抗するといふ場合、執行吏は民事訴訟法に基づいて警察官の要請もできることになっております。しかし、それを要請してもなかなか警察のほうでは、民事関係にはわれわれは容赦しないといつて、私なんか三十年ばかりの経験ですけれども、警察官にぜひ来てもらいたい、ほんとに執行を二日三日延ばしてやってもなかなか出てこず、そういう警察官要請の規定はありますけれども、一べんも実行したことはないわけなんです。もちろん、新聞その他では若干はそういう場合も聞かないではないのですけれども、私の経験からしては一回もないわけなんです。そして延びているうちに話し合いをつけるとか、非常な譲歩をして何とか片づけるというふうな状況になるのですが、このような場合でも、十時十五分に休憩して、再開する場合において、さらに總會を強行する、だから応

援を頼むといふ場合に、私は警察において相当の時点においてやはり留意しなければならなかつたかと思つて、さらに十数名を増員して、そして第一号議案から第四号議案までである、その中身は、この横領事件について穴埋めするといふような、慰勞金贈呈の問題等の重要議案があるのを強行する、そこに私は非常な疑問が出てくると思ふ。だからなせ警察は武装警官を最初やって、休憩になつたならば、その休憩の時点において、何も二時間後に強行させずにやるのが暴力団に対する取り締まりの第一の要点じゃないかと思ふ。もちろん總會荒らしもおおるでしょう、そういうときは、あとでそういうのをどんどん検挙してやるのよりも、そういうことをさせないようにするのが警察の職務じゃないかと思ふ。そうせずに、会社の要請があつたからそれに基づいて直ちに警官を派遣した。そしてそのあと二カ月も二カ月半もかかつて強硬な方針でその捜査をする、そこに問題があると思ふ。何も凶器を持って行つたりしたわけではないでしよう、その点はどうですか。(発言する者あり)あなたたちもいまの報告だけでどうお考えです。

○日原政府委員 私どものほうの立場といたしましては、暴力事件があればそれを取り締まらなければならぬので、それが何かためにする、自分たちのほうの主張が正しいから暴力をふるうといふ場合でありませう、暴力がふるわれればこれを取り締まらなければならぬ。總會として議事が進められるのは、平穏な、平穏な状態で進められなければならない。その間に暴力が行なわれれば、私どもとして当然検

挙に着手しなければならぬという立場でおるわけでございます。○坂本委員 そこで、暴力とすぐ言うけれども、その暴力を派生させないやうにすることが第一だし、凶器その他問題等もあるわけですね。この点については、私、ちょっとほかに用がありますから、次回にもっとお聞きしたい点がある。(発言する者あり)いや、あとの捜査についてもいろいろ不純な点も聞いておりますから、次回に譲りまして、あとは同僚委員に譲りたいと思つておる。○山田(長)委員 ただいま坂本委員の質問に對しまして、坂本委員が所用のためにお出かけになられるので、そのあとを私が引き続いてお尋ねしたいと思います。私と一緒に大阪へ調査に参つた一人でございますが、この事件で私が不可解に思ふことは、何かしら、公平であるべき警察官が公平でない印象の調査が出てきたのです。これが事実であるとすれば、私はたいへんな問題だと思つておる。実は二月の中旬に大阪の坂本という警察補が、丹波秀伯氏のうちに相談に來たといふ事実があるのです。それで、この坂本警察補なる者は大阪上六の輝扇というバーへ寄つておられます。そこでこの輝扇というバーで、バーの支配人は森本という、現在は新大阪ホテルにマネージャーとして勤務しておりますが、このバーで、警察補と目される者が大気炎を上げておいて、常ならば支払いはいつともあと払いにかかわらず、その日は支給に一万円の札をくれておるといふことので、そこで、その場で見ておつた人で

くれという事で診断書を書いた。こ
ういうふうな警察官からの報告書があ
るという事でございます。

○志賀(義)委員 そうすると、二人の
警官が行って安倍院長に聞いたとい
うのは、何か正確な文書でも残ってお
りますか。

○大津政府委員 これは二人の警察官
から署長あてに報告をしておるとい
う事でございます。

○志賀(義)委員 あなたは、報告され
たのを見ると、治療の必要はないの
だけれども母親志賀さんがいってく
れと言ったから書いたのだ、治療の必要
はない。こういうことを安倍院長が警
官に言ったと言われましたね。それ
じゃ私はここでその安倍医師の書い
た診断書を読み上げます。

住所 東京都豊島区椎名町四の二

一三二

氏名 原 田 博 司

昭和24年6月20日生

一 病名

頭頂部毛根部下出血及
脱毛症及背部打撲症並顔
面切創及頸部打撲症及皮
肉切創

右疾病に依り約十日間加療を
要するものと認む

とあります。加療、治療を加えること
を必要とするものと認む。カッコし
て「(但し合併症を除く)」こうなっ
ておるのです。加療、治療を加えること
を必要とするものと認む、この診断書をあ
なたはどうお考えになりますか。医師
の発行した診断書をうそだと言われる
かどうか、はっきり言ってください。

○大津政府委員 医師に、私直接お会
いしておられないからわからないのでこ

ざいですが、母親の要求がありました
のでそういう診断書を書いた。しかし
ながら、その場で何らの治療も加えて
おりません。そのままで本人も帰って
おるといふことでありまして、もし治
療を要するのであれば、その場で薬を
塗るなりいろいろあるべきであるべき
だったと思いますが、そういうような
こともなかったように聞いておりま
す。

○志賀(義)委員 そうすると、あなた
は、「加療を要するものと認む」、こ
ういふふうに言ったのは治療をしなく
てもいいのだというふうに警官が聞い
てきたのだというふうなことで、あな
たの言われるところによると、警官の
上司に対する報告、それをそのまま口
づつしに言っておられぬのですが、母
親が請求するのは当然じゃないです
か。未成年に対して警官から暴行を受
けた、泣き寝入りせずに監々と診断書
を要求するのはあたりまえのことじゃ
ないですか。医師がはっきりと、「加
療を要するものと認む」こういうふう
に言っている。これを否定なさるかど
うか。それをはっきり言ってください
い。これをうそと言われるかどうか、
はっきり言ってください。警官の報告
だけではだめです。医師の診断書につ
いて、あなたの意見をはっきり述べ
てください。

○大津政府委員 医師の診断書を書い
た事情を警察官が聞きにまいりました
ところが、医師自身はそういうことを
申したという報告を受けておるわけ
でございます。そういう事実を私から
申し上げておるわけでございます。診
断書を書いた状況がそこに出ておる、
それで御判断がいただけるかと思

ま

○志賀(義)委員 そんなことを私は聞
いているのじゃない「十日間加療を要
するものと認む」これをうそと言われ
るかどうか、あなたの責任ある答弁を
求めるのであります。そんなよけいな
ことを聞いているのじゃない。あなた
がそういうことを言われるなら、「十
日間加療を要するものと認む」これ
をうそと言われるかどうか、それをほ
っきり言ってください、こういうわけ
です。あなたに、いま答弁しているよ
うなことを私が答弁として求めている
んじゃないのです。私の言ったことに
はっきりと正面から答えてください。

○大津政府委員 先ほどから申し上げ
ておりますように、診断書を書いたと
きの状況から申しまして、十日間も
たったならばものとおりになるとい
う意味で書いたのだということをお
自身が申ししておる。そういうことを
聞いておるわけでございます。その
意味でその診断書を書いたとします
らば、そうとれるのかどうか、その辺
のところは判断の問題は私ばかりませ
ん。

○志賀(義)委員 逃げちゃだめです
よ。それから十三日あつと、今度は鬼
子母病院の奥保男医師が再度診断し
ております。それは警察との交渉の中
でいまあなたの言われるようなことを
警察がぬけぬけと言うから、おかさ
んがもう一度連れて行って受けた診断
書であります。

○大津政府委員 先ほどから申し上げ
ておる通りでございます。それから、
もう一方所の病院のことは私はい
ままで何も聞いておりませんのでお答
えを申し上げられないのでございま
す。先ほど来申し上げておるとおり
に、安倍医師自身がそういうことを申
され、安倍医師自身がお書きになつた診
断書でございますので、安倍医師がど
ういふつもりで書いたかということ
は、安倍医師が警察官に言ったところ
で判断して間違いないのではないかと
かように考えるわけでございます。

○志賀(義)委員 いいですか、医師は
診断書というものを書くのですよ。こ
れについて警官に医師がどう言つたか
というのを私は聞いておるのではな
い。あなたの言われるところから判断
するならば、この医師が出した診断
書、「十日間加療を要するものと認
む」というのがうそになるかどうか、

その点の判断を聞いておるのです。加
療を要するものとはっきり診断書に書
いてあるじゃないですか。母親が無理
やりを書いてくれと言つたから医師が
うそを書いたというのですか。その点
をはっきり言ってください。警官のこ
とを聞いておるのではない。診断書の
ことを私は聞いておるのです。診断書
をどういふ心境で医師が書いたか、そ
ういふことじゃない。診断書そのもの
について私は聞いておるのです。そ
れを答弁してください。あなたが逃げ
れば何度でも聞きませう。

○大津政府委員 別段逃げてるわけ
ではないのでございまして、医師がそ
ういふ診断書を書きましたのでござ
いますから、医師がそういうふうな考
えで書いたということをお申してお
るわけでございます。その意味でその診
断書を考えればいいのではないと思
います。ものとおりになるのが十日
かかるという意味で十日間の加療を要
すと書いたとすれば、それはその意味
での診断書である、こういうふう
に解釈できると思ひます。

○志賀(義)委員 もとどおりになるの
には十日間かかるから加療を要するも
のと認む、こういうふうにあなたは言
われるけれども、ほっておいてもな
おると、加療すなわち治療を加えるこ
とが必要だと認むというのは違
うでしょう。

○大津政府委員 志賀君、議事進行上、
時間が非常に長くなつてしまつたので
から、もつと君のほうの聞き方もよく
分けて聞いたらいいでしょう。

○志賀(義)委員 こつちには言うばかり
でなくて、ああいう逃げ口上を言つて
いてはだめなんですから、あなたはこ

の法務委員会の委員長なから、行政府を代表して来ている人に対して、もう少し誠意のある答弁をしるというのが先決問題ですよ。

○瀆野委員長 保安局長、傷害の証明をした医師の証明を信ずるかというところが一つだと思ふ。それからもう一つは、その傷害が両巡査の暴行によるものと信ずるか、この二つをお聞きしているのだと思ふんです。要点はその二つだと思ふから、ひとつお帰りになつてから——時間ばかりかかって来たが、いいですか。志賀君、その二つなんでしょう。

○志賀(義)委員 だからそれを答弁させてください。

○瀆野委員長 傷害の医師の診断書が保安局長としては信ずることができるといふこと、その傷害それ自体が両巡査の暴行によるものと信じておるか、これはよそでけがをしてとんでもないことをやられても困るし……。

○志賀(義)委員 またやりませう。

○瀆野委員長 志賀君、それではまた次の機会にやってください。警察庁の人たちは一段高いところにいるから様子が変わらないかもしれないけれども、要点はこの二つだと思ふから、保安局長よく考えておいてください。

○志賀(義)委員 それでは委員長のお話とあり、この次にははっきり責任ある答弁をしていただきたいと思ふます。

○瀆野委員長 それじゃ本会議もありませんから簡単にやってください。

○志賀(義)委員 私のことだ、要領が悪い長い質問はしないのだ。

ところで、事件の起こつた二日あと、丸山巡査がおかあさんの勤務先東京都養育院に二度も電話をかけてきた。話をしたいと申し込んでいたのですが、これは何のための電話ですか。そういう点はお調べになっていただけますか。

○大津政府委員 少年と母親が十二日の午後九時半ごろ目白警察署の稚名町の派出所に抗議に参りまして、十一時半ごろさらに池袋署に参りましたので、さつそく丸山、西沢両巡査はもろん、東口の派出所に勤務しておる者について事実を調査したのでございませうが、丸山巡査は、抗議を受けるようなそういう暴行の事実が覚えがないというふうなことから、どうも何かの誤解ではないか、母親に事情を話して誤解があるならば解いてもらおうということ、丸山巡査自身の判断で十三日の日に母親の勤務先に電話をかけたというところをございませうが、母親からは話を聞く必要はないということ、拒絶をされておるといふこと、ございませう、別段話し合ひをしたことはない、こういうこと、ございませう。

○志賀(義)委員 一体何のために電話をかけたのかという点ですね。とにかく自分が暴行しておきながら暴行した事実はないと言ふ。これは丸山巡査がやってやったことですか、署のほうで電話をかけたのですか。またこういう場合に、事件を起こした人が、そして暴行したという嫌疑を本人並びに母親から受けた人が電話をかけることはいふことかどうか。いままでの例としてこういう場合に電話をかけるものですか。

○大津政府委員 これは丸山巡査の独断で電話をかけたものでございませう。

て、ほかの者がそうしろというふうなことを申ししたわけではないのであります。丸山巡査自身は、自分が覚えのない暴行というところで抗議を受けておるといふことが心外であるというために、誤解を解きたいという一念で電話をいたした、かように聞いておるわけでありませう。

○志賀(義)委員 丸山巡査の電話は二度かかった。初めは仕事でかいたので出なかつた。また電話をかけてきて、その電話で「丸山巡査でなければ、原田よ志子さんですか、博司君のことについて、ぜひ会って話したいことがあるから、つとめているところに出向いてもいい」云々、こういうことを言っているのです。それでおかあさんのほうがおこつて、「何ですか、子供をなぐつたりしておいて」と、こういうことになつた。というのは、丸山巡査は検察庁へ送つてもいいのだということを言っている。子供をなぐつておいて、検察庁へ送つてもいいのだけれどもということ、話し合つて取り下げれば検察庁に送らないで済ましてやるといふことをにおわせている。こんな電話がありますか。あなた方そんなところまで調べましたか。どういう電話をかけたか、調べがあったら言つてください。

○大津政府委員 先ほど申し上げたとおりであります。ただいまお話しのような検察庁に送るとか何とかというふうな電話の事実については、私ども聞いておりませう。

○志賀(義)委員 そのときにおかあさんは、警察官ならなせあたたかい少年を導くという態度をとつてくれなかつたか、なぐつておいて、検察庁に持つ

ていってもいいんだけれども、とにかくその前に話をしよう、こんなことは警察官がすべきことなんですか、と言つておる。ところが二月十八日になつて、警視庁の内藤重夫という人がおかあさんの勤務先に来て、管理部長の三木才次郎氏と一緒におかあさんに会つておる。そして内藤という人は、だれに頼まれて新聞社に電話をしたかというふうなことを聞いておられます。これは一体どういふつもりで聞いたのですか。

○大津政府委員 だれに頼まれて新聞社に電話をしたかというふうなことは、私もまだ報告を受けておりませうので存じませう。

○志賀(義)委員 大体母親に警察官が、だれに頼まれて新聞社に電話をしたか、おまけにそのときに、顔にばんそうこうを張つたのはだれかというふうなことで聞いておる。おかあさんが心配して張つてやったのが何が悪い。こういうことを言うのは一種の脅迫ですよ。この事件の警察の処理のしかたはどうしても不明朗な点が多い。ところがあなたは、だれに頼まれて新聞社に電話をしたかというふうなことは知らなかつたと言われる。これを調べてください。われわれはこれは明らかに脅迫と見ておりますが、一般の警察行動と違つて、警察による青少年の補導というものはそれ自体にも問題があります。それが行き過ぎるとたちまち人権問題が起きます。青少年補導というのは一体どういふ基準で警視庁はやらせておるのですか、その点を伺いたいと思ひます。

○大津政府委員 少年補導のあり方というところにつきましては、やはり少年

に対する愛情あるいは思いやり、こういうことが根本になければならないことはもちろんのことでありまして、警察官が非行少年を発見する、あるいは少年の非行を発見しました場合において措置すべきことにつきましましては、先ほど申し上げましたような愛情、誠実ということを根本にしまして仕事をやつていかなければならぬ。こういうことは警察官ばかりでございませう、警視庁におきましても、いろいろ大方針のもとに警察官の教育を行なつておる。こういうことでありまして、警察学校の教養におきましても、そういう少年補導のあり方というふうな点も十分に教育を施すというところでやつておる次第でございませう。

○志賀(義)委員 委員長からまたあらためてゆつくりやれというところでありますから、委員長に何度も機会を与えられることを大いに感謝します。

簡単に一つだけ。頭の毛をつかまえてほかの巡査に暴行したとき、丸山巡査は、おれは前にも頭の毛を半分くらいむしつて不良を立ち直らしたことがある、こういうことも言つておる。それで、このことについて地区の労働組合協議会の代表あるいは区会議員の人が池袋署に行つて鳥海次長に会つたときには、頭の毛をむしるのはけしからぬことではないかと言つたときに、それは子供が自分の頭をむしつて毛を抜いたんだらうというふうな答弁を聞いておるんです。私は、まだ、自分の頭の毛を自分でむしるようなことを聞いたことがないんだ。こういうめちやくちやなことを言つておるし、また、この抗議に行つた人たちを盛んに

ている。次長に対して抗議に行った人たちが、けしからぬじゃないかと言うと、上司に報告するのに必要だ。一体こういう場合に、行った人の写真をなぜとらなければいけないのですか。映像権ということがよいか悪いかということまでもいま裁判所で問題になっているときに、こういうことが警察で行なわれている。こういうことも報告がありましたかどうか。

○大津政府委員 報告は聞いておりません。

○志賀(義)委員 上司に報告するために写真をとったと言っているくらいです。それから、そういうことも調べていただきたい。これは明らかに脅迫のためにやっている。きょうのあなたの答弁では、けがをさせたということ、加療の必要がないから、しかし母親が望むからやったという。そうやってくると、あなたは、その程度のけがをさせたということを認めることになるでしょう。そういうこともあわせてこの次によく答弁していただかせんと、こういうめっちゃくなことが行なわれている。それに対して、一人の母子家庭の母親が、決して権力に屈しないで勇敢に戦った。そういうことをもみ消しますと、これは戦前の警察のことも私はよく知っておりますが、警察が結局、市民生活のあらゆる領域を支配する、こういうことにもなるのであります。ですから、この次私にもう一度この点について、いろいろと用意しておりますのでお聞きしますから、先ほど委員長の方から勧告があったような諸点についてはっきりと御答弁を願った上で、またお聞きすることにします。

それから委員長、この次には警視庁

の人を呼んできてください。あなたも言われるように、どうも上のほうにいるから答弁がぼろっとしているようですから、それをひとつお願いします。

○濱野委員長 わかりました。

○志賀(義)委員 それからも一つ、この前人権問題で人権擁護局長に伺いました。あなたもお聞きのとおり、前もってこちらから、こういう問題について伺いますよと言っているのに何にも答弁しない。ああいう不勉強なことでは困ると思いますから、政務次官のほうからも人権擁護局長に御注意願いたい、委員長のほうからもその点については御請求願いたいと思います。きょうはこれで終わります。

○濱野委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

昭和三十九年三月十二日印刷

昭和三十九年三月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局